

(別紙)

●返戻金制度について

当所の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当所は下記の率で算出した金額を返戻するものとします。但し、求職者に対する処遇および労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。また、非常勤雇用で採用した場合、この返戻金制度は適用いたしません。

退職時期	返戻金の割合
入社後 1ヶ月未満に退職の場合	支払った紹介手数料の 5 0 %
入社後 1ヶ月以上2ヶ月未満に退職の場合	支払った紹介手数料の 3 0 %
入社後 2ヶ月以上3か月未満に退職の場合	支払った紹介手数料の 2 0 %

紹介手数料の返戻については、求人者が、その事由発生の事実を当所に書面で申し入れ、当所がその申し出を受領して返金を行います。

なお、本件制度の詳細・適用については、個別に各求人者との取引において定めます。